（様式１）

**公募型プロポーザル参加資格確認申請書**

三重県知事　あて

三重県立熊野古道センター展示棟常設展示リニューアルに係る設計業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

令和　　年　　月　　日

住所（所在地）

※参加希望者　 商号又は名称

　　　　　　　　（フリガナ）

代表者職氏名

代表者生年月日

大正・昭和・平成　　年　月　日生

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　 FAX番号：

記

1. 案件名称

三重県立熊野古道センター展示棟常設展示リニューアルに係る

設計業務委託

1. 誓約事項

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していない者であること。

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（３）平成12年３月31日以前に民事再生法（平成11 年法律第225号）附則第２条による廃止前の和議法（大正11 年法律第72号）第12条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（４）平成12年４月１日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（５）三重県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中でないこと。

（６）民間企業、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確かに遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

（７）地方消費税及び県税について滞納がない者であること。

（８）本公募型プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

（９）建築士法第23条第1項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。

（10）過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）に同規模以上の展示施設における展示設計業務を元受けとして受注し、誠実に履行した実績を有すること。

(11) 設計担当の管理技術者は、展示施設の展示設計業務の経験を有する者を配置できること。

1. 添付書類

* 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合。商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可）
* 役員報告者リスト
* 身分証明書（個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可）
* 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書（個人の場合。東京法務局発行のもの。写し可）
* 公募型プロポーザルに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式１－１）
* その他入札公告及び入札説明書に示す書類

※なお、４．特記事項（１）、（２）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は書類の提出を省略できるものとします。

1. 特記事項（該当する場合は、必要事項を記入してください。）
2. 三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者

登録の有無（　有　・　無　）

　　　　登録番号：

　　　　登録内容の変更（　有　・　無　）

1. 三重県物件等電子調達システム利用登録者

登録の有無（　有　・　無　）

登録番号：

　　　　　登録内容の変更（　有　・　無　）

申請書の記載に関する連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 所属の名称 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

※三重県物件関係競争入札及び落札資格に関する要綱に規定する落札資格確認のため、申請書及び委任状に参加希望者の生年月日を記載していただきます。

※申請書及び委任状に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。

また、その情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱います。

別紙（　　）枚中（　　）枚目

（様式１　別紙）

**参加資格確認申請書（共同提案（JV））**

案件名称：

三重県立熊野古道センター展示棟常設展示リニューアルに係る

設計業務委託

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加意向申出者（幹事者以外の共同提案者） | | 幹事者の商号又は名称 |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者職氏名 |  | |
| 住所 | 〒 | |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者職氏名 |  | |
| 住所 | 〒 | |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者職氏名 |  | |
| 住所 | 〒 | |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者職氏名 |  | |
| 住所 | 〒 | |
| 商号又は名称 |  | |
| 代表者職氏名 |  | |
| 住所 | 〒 | |

（様式１－２－１）

特定委託業務共同企業体協定書（ひな形〔分担履行型〕）

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　三重県発注に係る三重県立熊野古道センター展示棟常設展示リニューアル

に係る設計業務委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）

　二　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、○○株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体（以下「当企業体」という｡)と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という｡)の履行完了後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社

　　　　　△△県△△市△△町△△番地　　△△株式会社

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む｡）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（分担業務）

第８条　各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　○○業務　　○○株式会社

　　　　　△△業務　　△△株式会社

２　前項に規定する分担業務の金額については、次条に規定する運営委員会が定め、発注者に通知するものとする。発注者と契約内容の変更があったときも同様とする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了にあたるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第13条　契約の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務の履行を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社外○社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社　代表取締役　○○（氏名） 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　△△株式会社　代表取締役　△△（氏名） 印

（様式１－２－２）

特定委託業務共同企業体協定書（ひな形〔共同履行型〕）

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　三重県発注に係る三重県立熊野古道センター展示棟常設展示リニューアル

に係る設計業務委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）

　二　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、○○株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という。）の履行完了後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　○○県○○市○○町○○番地　　○○株式会社

　　　　　△△県△△市△△町△△番地　　△△株式会社

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び　部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　○○株式会社　　○○％

　　　　　△△株式会社　　△△％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、　第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第21条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社外○社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社　代表取締役　○○（氏名） 印

　　　　　　 △△株式会社　代表取締役　○○（氏名） 印